

1920年代初期の朝鮮総督府とキリスト教をめぐる諸相 ——『朝鮮の統治と基督教』を題材に——

裴 貴 得

1. はじめに

1919年の3・1独立運動の後、朝鮮総督府の新総督として就任した斎藤実は、いわゆる「文化政治」を表明しつつ、朝鮮統治体制の改革を行っていく。そのなかで、3・1独立運動の鎮圧過程で発生した朝鮮のキリスト教徒および教会への弾圧に反発する西欧宣教師の問題を解決せざるを得なくなった。当局が最も打開すべき局面として捉えていたのが、西欧宣教師たちからアメリカやヨーロッパの諸国へ発信される情報によって悪化していく対日世論であった。そこで当局は、西欧宣教師に対する懐柔を図ると共に、欧米諸国における対日世論を改善するための宣伝の狙いも含めて、1921年に『朝鮮の統治と基督教』と題を打った小冊子を刊行する。

本稿では、この『朝鮮の統治と基督教』を読み解きながら、3・1独立運動直後の朝鮮総督府のキリスト教政策が如何なる背景と論理をもって繰り広げられていたのかを浮き彫りにする。1920年前後における朝鮮総督府のキリスト教政策に関する先行研究としてとくに注目すべきものとして、日本帝国の法制を中心に総督府のキリスト教政策とそれに対する朝鮮キリスト教側の反応を考察した安裕林の『日本帝国の法と朝鮮キリスト教』¹と、植民地期におけるキリスト教関連史料を収集し、韓国語で翻訳したものを宗教政策史料集としてまとめた金スンテの『日帝強点期宗教政策史資料集——キリスト教編、1910～1945』²をあげることができる。とりわけ安の研究は、日本帝国の法制の中で内地と植民地朝鮮におけるキリスト教政策の相互関係を問うという視点を提示している点において、本稿も示唆を得た点が多い。しかしこれらの先行研究においても、本稿が注目する上記史料『朝鮮の統治と基督教』の歴史的意味が必ずしも十分に検討されたとは言い難い。なぜならば、従来の先行研究がその時代背景や事実関係上において本史料を取り上げてはいるものの、そこに内在する重要な歴史的意義、つまりキリスト教政策をめぐる朝鮮総督府と朝鮮キリスト教側（主に西欧宣教師）それぞれのもつ論理へのアプローチが行われていないからである。

¹ 안유림 『일본제국의 법과 조선기독교』 경인문화사, 2018年。

² 김승태編訳 『일제강점기 종교정책사—기독교편, 1910～1945』 한국기독교역사연구소, 1996年。

従って本稿では、「文化統治」のスローガンの下で新しく構想・展開されていったキリスト教政策のあり方を明らかにすると同時に、そこに潜められた当局の論理に注目する。また、その論理が当局から一方的に打ち出されたものではなく、当該期における朝鮮総督府、西欧宣教師、朝鮮キリスト教徒の三者が、それぞれ異なる立場と目的、そして必要性によって「共振」するものであったことを明らかにしたい。

2. 『朝鮮の統治と基督教』の刊行

1) 刊行の時期と構成

本史料は朝鮮総督府が1921年1月に発行した小冊子で、同年5月に再版、8月に3版が発行され、1923年3月には改訂4版まで出ている。1923年の改定版には、新しく有吉政務総監と水野前政務総監の文章が加わり、統計表の目録に日本組合教会から独立した朝鮮会衆教会の項目が新しく含まれた。その内容に関する詳細な考察は後述することにして、まず、刊行および改正版が出るまでの政策に関わる法令を確認しておこう。

〈年表〉 『朝鮮の統治と基督教』刊行前後の関連法令	
1906. 11. 17	「宗教の宣布に関する規則」(統監府令、第45号)
1908. 8. 26	「私立学校令」(大韓帝国勅令、第62号)
1911. 10. 20	「私立学校規則」(朝鮮総督府令、第114号)
1915. 3. 24	「改正私立学校規則」(朝鮮総督府令、第24号)
1915. 8. 16	「布教規則」(朝鮮総督府令、第83号)
1920. 3. 1	「改正私立学校規則」(朝鮮総督府令、第21号)
1920. 4. 7	「改正布教規則」(朝鮮総督府令、第59号)
1921. 1. 31	『朝鮮の統治と基督教』(初版)
1921. 9	朝鮮会衆基督教教会創立
1921. 10	日本組合教会の朝鮮伝道部が廃止
1922. 3. 28	「改正私立学校規則」(朝鮮総督府令、第27号)
1923. 3. 30	『朝鮮の統治と基督教』(改訂4版)

ここで分かるように、本史料は1920年の「改正布教規則」と「改正私立学校規則」の実施後に刊行されている。さらに、朝鮮会衆基督教教会創立とその活動が活発になることと相まって改訂版が出版されているところに注目する必要がある。要するに、本史料の刊行と改訂版発行の背景に、この時期におけるキリスト教政策の重要な転機があったことに着目しなければならない。では、その構成を目次から確認してみよう。

『朝鮮の統治と基督教』目次

第一 併合前の基督教

天主教の入鮮…第一次迫害…大院君の虐殺…新教の到来…伊藤統監の宗教方針

第二 併合後の基督教

布教の自由…布教規則及私立学校規則の制定…騒擾事件

第三 総督府制度改正と基督教

施政の方針…宗教課新設…外国宣教師との諒解親和…施政の改善…布教規則及

私立学校規則改正…宗教法人の許可…騒擾事件の一周年

第四 朝鮮基督教の真相

基督教の活動…「基督教の迫害」…外国人の批評

附録

信仰感懷

有吉政務総監（1923年改訂4版に追加）

全鮮宣教師聯合大会に於ける演説

水野前政務総監（1923年改訂4版に追加）

「在鮮外国宣教師に望む」

柴田学務局長談

全鮮宣教師聯合大会陳情書

写真目次³

以上の目次からは、植民地朝鮮におけるキリスト教の歴史を概観しつつ、朝鮮総督府のキリスト教に対する政策や方針についてまとめていることが容易に読み取れる。そして「騒擾事件」「総督府制度改正と基督教」「施政の方針」「宗教課新設」「外国宣教師との諒解親和」などのキーワードから、新しい政策として宗教課を新設し、外国宣教師に対しては「親和」と「懐柔」を図ったことがさしあたり確認できる。

2) 刊行の目的

刊行の目的について、編集者の半井清⁴は次のように述べている。

本冊子は朝鮮に於ける、キリスト教入教以来の発達の概要を事実に基いて可成簡単に記述したものであるからこれに依つて朝鮮の過去及現在に於ける基督教が如何なるものであるかを知り、所謂「基督教の迫害」なる標語が果して何程の真相を語るものであるか

³ 朝鮮総督府編『朝鮮の統治と基督教』京城印刷所、1921年／1923年。1923年の改訂版は韓国国立中央図書館のホームページ（<https://www.nl.go.kr>）で閲覧することができる。

⁴ 1888年岡本県生まれ。1913年東京帝国大学法科大学独法科卒後、高等文官試験に合格し、内務省に入省。大阪府勤務後、石川県理事官を経て、1919年10月に朝鮮総督府に転じた。総督府では宗教課長、文書課長、学務課長を歴任し、1923年5月、内務省に戻った。松谷基和【解説】「朝鮮総督府時代のキリスト教政策」（未公開資料 朝鮮総督府関係者録音記録（17）朝鮮総督府のキリスト教政策）『東洋文化研究』18号、2016年、170頁。

に付て公正なる批判を求めんとするのである⁵。

このように、植民地朝鮮でキリスト教が迫害されているという批判に対して、その「真相」を明らかにすべく、過去から現在にいたるまでの朝鮮におけるキリスト教の歴史を概観するのだという。そしてその次には、キリスト教の迫害がもっとも激しかったのは、最初に伝播した朝鮮王朝の時代であって、日本の統治になってからは「信教の自由」によってむしろより広く伝播し、発展したのだと、その「真相」を語る⁶。

その一方で、朝鮮における宗教と政治の癒着は「慢性的体質」であるゆえに、当局としては「治安の保持上必要な取り締まりを加える」ことがあったのだが、それを宗教に対する迫害と間違えることがあったという⁷。言い換えれば、3・1運動が勃発した原因は朝鮮総督の統治における失敗ではなく、そもそも宗教と政治の癒着が「慢性的体質」である朝鮮の気質によるものであって、3・1運動の鎮圧過程で発生した流血事態は、あくまで治安上必要な取り締まりを行う上で生じた出来事であったということである。しかしそれにもかかわらず、3・1運動をめぐる諸事態において「事実そのものが世間に誤り伝えられることの多いのは実に遺憾とする」ところで、この小冊子の発行によって読者の冷静な判断に訴えたいと、その目的を述べている⁸。

つまり最大の目的は、3.1独立運動後に高まっていた朝鮮総督府への批判的世論を払拭させることであった。要するに、総督府は3・1独立運動を鎮圧する過程で発生した朝鮮教会や朝鮮人教徒への暴力的な事態に対する西欧宣教師の反発や国際社会からの批判を、何としても鎮静させなければならなかった。西欧宣教師たちは、当局による暴力的な鎮圧の詳細を外国報道機関に知らせるとともに宣教本国に報告し、本国政府の処置までも促していた⁹。その対応策として朝鮮総督府は、対内的には在朝鮮西欧宣教師への懐柔や協力を図ると同時に、対外的には西欧諸国における批判世論を払拭するために、本冊子を刊行したのである。実際、総督府は3.1独立運動勃発後に対外宣伝として、多数の英語版の冊子を制作してアメリカやイギリスなどの政府機関および宗教界に配布する活動を行っていた¹⁰。その多数の英語版冊子の中でも『朝鮮における新施政』（朝鮮総督府、1920年）とあわせて日本語冊子の英語版として刊行され、西欧諸国に配布されたのが『朝鮮の統治と基督教』だったのである¹¹。

⁵ 前掲『朝鮮の統治と基督教』1921年、26頁。

⁶ 同上、7頁。

⁷ 同上、13頁。

⁸ 同上、8頁。

⁹ 김승태編訳『3.1 독립운동과 기독교Ⅲ 영문선교사 자료 편』한국기독교 역사연구소、2019年、4頁～20頁。

¹⁰ 李昇燁「帝国のミッシヨナリー ―組合教会牧師・山本忠美の在米宣伝活動」『仏教大学歴史学部論集』第9号、2019年、44～45頁。

¹¹ 同上、44頁。なお、『朝鮮における新施政』と『朝鮮の統治と基督教』の英語版のタイトルは *The New Administration in Chosen, Government-General of Chosen, 1921*; Kiyoshi Nakarai, *Relations between the*

3) 時代的背景と朝鮮総督府のキリスト教方針

前述したような西欧宣教師の動きが、西欧諸国との外交問題にまで発展する事態であると判断した当局は、当時の内務部長官であった宇佐美勝夫からの要請という形で、1919年3月9日から3月30日まで5回にわたって宣教師側との会合を行った。さらにその政策は、原首相の朝鮮統治改革の担い手として起用された斎藤実総督・水野鎮太郎政務総監の時代に至って、西欧宣教師との関係改善を通じた外交戦略方として構想・実行されていく。それに関して水野は、当時の朝鮮統治を振り返るなかで次のように述べている。

然るにその後大正八年に騒擾事件が起つてから外国関係が非常に悪くなつて、日本の朝鮮統治に付て、種々の悪評を放つものがあり、殊に朝鮮に居る外国宣教師は、日本の統治に対して不満であつたがために、種々の悪宣伝を本国に送つたので、アメリカやヨーロッパの新聞に於ては、日本の朝鮮統治に対し、非難の声を放つものが段々多くなつた次第である。(中略)それ故に朝鮮問題に対して、先づその誤解を解き、日本が朝鮮に臨む態度を、外国に示す必要があつたのである。その事に付ては原首相も憂慮せられて、我々が新たに任命せられたときに、特にこの事を心配されて話されたこともあつた。それ故朝鮮統治を改革する上に於て、従来のやり方を改めなければならぬといふことが、当時の内閣に於て最も深く考慮されたのである¹²。

水野の回顧談から読み取れるように、いわゆる「文化政治」といわれる斎藤総督時代における宣教師問題は、3・1独立運動後に悪化した外国との関係を改善すると同時に朝鮮統治を改革する上でも解決すべき課題であり、原内閣の方針でもあつたのだ。そしてこのような「一大改革」は、原首相の方針の下で、斎藤総督と水野政務総監の主導で推し進められた。

原首相は此の事態に願ひ朝鮮統治に一大改革を行はんとして同年八月朝鮮総督府管制を改正し総督、政務総監の更送を行つた。即ち斎藤海軍大將は総督に自分は政務総督に任命せられた。朝鮮統治の上に庶政一新をなし、人事の更送は無論諸般制度の改革を行ふ事が原首相の方針であつた¹³。

こうして、総督人事の刷新と制度・法律の改革という原の意向を受け継いだ水野政務総監

Governments and Christianity in Chosen, Government-General of Chosen, 1921 である。同上、注43から再引用。

¹² 朝鮮行政編集総局編『朝鮮統治秘話』帝国地方行政学会、1937年、188～189頁。

¹³ 同上、1頁。

は、直ちに内務省の若い官僚らを朝鮮総督府へ取り入れる人事を敢行した¹⁴。水野人事とも言われたこの時の人事は警察関係に止まらず、朝鮮総督府官僚を大規模に入れ替える形で行われたが、『朝鮮の統治と基督教』を編集した半井も、水野人事によって朝鮮総督府に入った内務省の若い官僚の一人であった¹⁵。

一方、半井自身はこの人事の経緯について、「水野政務総監は内務官僚の大先輩」であって、水野からぜひ一緒にという話と同時に、当時学務局長だった柴田善三郎が大阪府内務部長だった際に半井の上司でもあった関係から、自分が宗教課長に引っ張られたと振り返っている¹⁶。半井は水野と柴田からの提案にはかなり悩んでいたようで、「法律学科の出身で宗教のことはほとんど知らない」し、キリスト教についても「クリスチャンでもなくよく知らない」と柴田に相談したという¹⁷。それに対して柴田は次のように述べたという。

柴田学務局長は、朝鮮における宗教関係というものは非常に政治関係につながって重要なポストなのだと。ぜひ、むしろ何も知らない、新しい者が来て、新しい頭で朝鮮の宗教関係、特にキリスト教関係というのを自分でよく調べて、自分でよくそれを感じて、それから仕事をしてくれといわれたから、決していろいろ経験を持たないほうがむしろいいんだと。ぜひ来てくれという話でね¹⁸。（傍点は筆者、以下同じ）

つまり、柴田の意図としては、宗教課長というポストは政治関係と深くつながっていて、キリスト教に関しても従来の政策とは全く異なるスタンスと認識が求められるということになる。だとすれば、柴田の見解は、朝鮮総督府のキリスト教対策、ひいては対宣教師問題について、従来のそれとは全く異なるスタンスややり方で行っていくべきだという統治方針の変更意思としてそれを読み解いても差し支えないだろう。事実、水野人事によって朝鮮に渡った新しい官僚たちは（水野系官僚）、3・1独立運動の勃発が既存官僚たちの統治における認識や朝鮮人への態度から起因するものと捉えると同時に、彼らの統治方針や政策に対しても批判的だった¹⁹。それゆえに水野系官僚といわれた柴田と半井のキリスト教に対する認識や政策の方向性が、従来の官僚たちのそれとは一線を画すものであったのはいうまでもない

¹⁴ 李炯植『朝鮮総督府官僚の統治構想』吉川弘文館、2013年、98頁。

¹⁵ 当時水野人事ともいわれた朝鮮総督府の人事は警察系統に止まらず、朝鮮総督府官僚を内務省の地方官を昇進させる上で朝鮮に赴任させた。寺内内閣の内務大臣を歴任した水野の履歴から内務省においては彼の影響力は大きかった。そのため内務官僚の中の実力者であった水野は、内務省の地方官に後の昇進を前提として朝鮮に引き連れていったという。前掲書『朝鮮総督府官僚の統治構想』、102頁。

¹⁶ 「49 朝鮮総督府時代の宗教政策」（未公開資料 朝鮮総督府関係者録音記録（17）朝鮮総督府のキリスト教政策）『東洋文化研究』18号、2016年、188頁。

¹⁷ 同上。

¹⁸ 同上。

¹⁹ 同上、200頁。

だろう。

当局の西欧宣教師に対する方針は、前記の目次からも確認できるように、「外国宣教師との諒解親和」を前面に打ち出した懐柔政策であった。そこで、斎藤総督と水野政務総監は、公式・非公式の場を積極的に設けて宣教師との会談および情報交換を図った。さらに斎藤は個人的にも英語の能力を生かして、頻繁に自宅で宣教師との晩餐会やお茶会を開くなど、総督府の朝鮮統治に反感を持っていた宣教師との会合も積極的に行った²⁰。宣教師との直接的な会話および会合を重視するこのようなスタンスは、実際のキリスト教政策にもある程度反映されたようである。その因果関係は確かではないものの、当時の宗教課には事務官一名、嘱託一名、判任官以下数名が所属していて、そのなかでも嘱託は主に宣教師との意見疎通を円滑に進めるための業務を担当していた。その宗教課の新設に至る経緯と嘱託に関する内容も本史料に示されているので、もう少し確認しておこう。

宗教の方面に関しては総督府制度の改正と共に先づ学務局に宗教課なる一課を新設して差当り事務官一名嘱託一名判任官以下数名を置いて宗教行政に関する事務を処理し又諸般の調査に従事せしむる事になつたのであるが当局は特に宗教に理解ある人を得ることに苦心して課員中二名のキリスト教信者を加へた。而して此の基督教信者にして英語に堪能なる嘱託は専ら外国人との連絡機関として親しく外国人に交流し、相互の意思の疎通を図り総督府の政治の徹底を期することに進めておる、尚宗教課に属する嘱託及判任官は近く数名増員せらるゝ見込みである²¹。

要するに、総督府制度の改正によって学務局に新設された宗教課は、宗教に理解のある職員を充員すべく、キリスト教信者にして英語に堪能な嘱託を採用した上で、その嘱託は専ら外国人との意見交流および「相互の意思の疎通を図り当局の政治の徹底を期する」窓口としての業務を担ったということになる。そしてその宗教課に最初の嘱託として着任した人物が、北メソジスト派の信者で、長年のアメリカ留学を経て「米国通の外交官として将来を嘱望されていた」小田安馬²²であった²³。

ところで、ここで注目すべきところは、宗教課の主な業務内容とその対象がキリスト教で

²⁰ 同上、189頁、「50 総督府時代の外人宣教師について」（未公開資料 朝鮮総督府関係者録音記録（17）朝鮮総督府の基督教政策）、『東洋文化研究』18号、2016年、247頁。

²¹ 前掲『朝鮮の統治と基督教』1921年、15頁。

²² 小田安馬は1892年長崎生まれ、地元長崎のミッションスクールである鎮西学院に入学したことでキリスト教に入信。その時の教師であったフランク・ヘロン・スミスの推薦で、アメリカで留学。その後、植民地朝鮮で宣教活動を行っていたスミスの誘いによって、1922年に宗教課の嘱託として来朝。1927年、総督府官房外事課所属の通訳官、1930年から1941年まで官房外事課に所属し1945年の日本敗戦時まで在勤。敗戦後朝鮮に残り、総督府の残務処理、米占領軍との衝突、日本人引き揚げ者支援などに従事。松谷前掲、174頁。

²³ 同上、177頁。

あったという点である。むろん、宗教課は公式的には「神社行政及び寺院に関する事項と宗教及び享祀に関する事項」を掌る部局であった²⁴。しかし半井も「ほとんど宗教課ができた目的も、朝鮮の政治に最も重要なひとつのポイントはキリスト教である」と回顧しており、また、1916年から総督府の参事官、文書課長、学務課長などを務めた萩原彦三も、宗教課の設置にいたるきっかけは西欧宣教師の問題であったと、次のような録音記録を残している。

宗教課というのは大正八年万才事件以後ご承知のように宣教師の問題が重要になり、これを機会として作られたものですが、神道・キリスト教・仏教・天道教など宗教一般についての事務をあつかうたことはいうまでもありません。あの頃宣教師などが総督府に来て意見を述べる場合、その相手になるのが宗教課の主な仕事で、彼等は後には非常にわれわれに協力してくれました²⁵。

半井と萩原の回顧からも分かるように、宗教課が新設された初期において、その設置の目的や業務内容は、宣教師に対する対応や政策に重点が置かれていたことはあきらかである²⁶。ところが、宗教課にキリスト教者にして英語堪能の職員を置き、さらにその増員を進めていたことは、当局の関心が主に英語を使うプロテスタントの宣教師にあったことを物語っている。しかも、当局はプロテスタント宣教師の中でも特定の国と教派に関心を寄せていたという半井の次のような証言は興味深い。ややながくなるが、引用しておこう。

宗教課はあくまでもキリスト教、ことにアメリカ系統のキリスト教が一番目についておったですね（中略）むしろ政治的に非常に注目されたのは、アメリカのなんと言いますかね。プレスビテリアンですか。メソジストとか何かというのはそれほど注目されていなかったですね。アメリカ系のプレスビテリアンの動きが一番活発だったんじゃないですか。（中略）その万歳騒動のときに侍天教やら、ほかの朝鮮在来の宗教は、やはりたまたまそういう機運に乗じて動いただけの話で、それはやはり本当の根はアメリカ系の宣教師がやはり政治的な力があると。そういう見方をしておったからです²⁷。

半井の話をまとめてみると、3・1運動の背景にはアメリカ系の宣教師の協力や政治力が大きく働いていたため、宗教課の主な関心の対象は、アメリカ長老派の宣教師たちであったということになる。当時、植民地朝鮮において長老派は信者と教会を最も多く確保していた教

²⁴ 「朝鮮総督府事務分掌規程改正」朝鮮総督府訓令第30号、1919年8月20日（『朝鮮総督府官報』号外1919年8月20日）。

²⁵ 故萩原彦三「朝鮮総督府官制とその行政機構」（故萩原彦三 遺稿 朝鮮施政史（未刊資料）（2））『朝鮮近代史料研究——友邦シリーズ、第六巻 政治・法律』クレス出版、2001年、6頁。

²⁶ 前掲「49 朝鮮総督府時代の宗教政策」、198頁。

²⁷ 同上、195～198頁。

派として、朝鮮教会にその影響力も大きく、当局と親密な関係にあったメソジスト派に比して、それほど協力的ではなかった。

他方、斎藤の初期キリスト教政策が、西欧宣教師に対する直接的な会話や交渉を通じた懐柔策として推し進められた背景には、斎藤や水野自らが、宣教師と直接的に意見交換ができるほど英語や国際的感覚を備えていたためだと考えられる。そしてそれがそのような懐柔策を推し進める自信につながっただろう。実際にその自信は、キリスト教信者にして英語の堪能な小田といった人材を登用するなど、当局が宣教師と積極的に交渉していく姿勢として示された。

このような斎藤のスタンスは、「京城在住の外国人牧師及信者の有志から組織された」京城基督教聯合委員会を中心に当局、外国人および新聞記者などとの間で懇談会を設け、言論関係者との交流により西欧諸国に向けて世論の改善を図るとともに、宣教師や外国人からの協力と理解を引き出す形で行われた²⁸。その後も宣教師の協力と理解を得るために、当局は西欧宣教師の聯合大会が開催される際に学務局長を列席させ、宣教師との意思疎通を積極的に図る姿勢を示した。その場において、学務局長は宗教に関する総督府の方針や政策を説明すると同時に、当局に対する宣教師からの意見や要望を提出してほしいという旨を伝えた。それに対して宣教師側は、宣教師聯合の名をもって当局に陳情書を提出した。次章では、これに関する詳細な経緯と内容についてみていくことにする。

3. 全鮮宣教師聯合大会の陳情書

1) 陳情書の背景と内容

1919年9月25日から29日にかけて「福音主義宣教会聯合公議會」（以下、聯合公議會）が京城で開催された。南北メソジスト教会、米国南北長老派、カナダ長老派および豪州長老派の六つの宣教部が結成した聯合公議會は、当時宣教師の協議機構としての役割を担っていた²⁹。この27日の公議會に参席した柴田学務局長は、その場において当局の新施政における方針を説明した上で、宣教師にも当局に対する提案や要望の提出を求めた³⁰。それに対して、聯合会側は29日に大会を閉会し、ここで決議された陳情書を斎藤総督宛てに提出した。「全鮮宣教師大会陳情書」³¹（以下、陳情書）がそれであり、英語文の陳情書を和訳したものが『朝鮮の統治と基督教』の最後に載せられている。陳情書における聯合公義会の要求が如何なるものであったのか、なおその背景にあるものについて、以下で詳細に考察してみよう。

陳情書の冒頭で宣教師たちは、3・1運動の発生理由を朝鮮総督府の武断統治によるものと

²⁸ 前掲『朝鮮の統治と基督教』1921年、16頁。

²⁹ 한국기독교역사학회 編『한국 기독교의 역사1』기독교문사、1989年、164頁。

³⁰ 『毎日申報』1919年9月27日、前掲『朝鮮の統治と基督教』1921年、40頁。

³¹ A Communication to His Excellency, Baron Saito, Governor-General of Chosen from the Federal Council of Protestant Evangelical Missions in Korea, 1919.9.29.

して捉え、それは宣教師たちの宗教および教育の自由を制限し、朝鮮人に対しては差別的待遇と抑圧であったとする。それが朝鮮人の反感を買った結果、運動をもたらしたのだと捉えている³²。そのうえに宣教師たちはあくまでも人道的立場から当局に反対を表明したのだと付け加えている。また、陳情書提出の経緯についても簡略に説明しつつ、当局に要求するところは主に宗教と教育の自由にあると以下のように訴えている。

吾人は陛下の代表者として派遣せられたる柴田氏が聯合會議に於て述べられたる誠意ある親切なる御言葉に甘へ真に宗教上及教育上の自由を得る為緊急改変の要を感じるところの諸点を政府に向つて開陳せんを欲す³³。

要するに、聯合公議会は信教の自由に基づく信仰の自由および教育事業の保証を求めている。しかし、その要求は、何等の政治問題の解決に関する提案ではなく、「単に真正なる宗教的自由を獲得し、人民の道徳的向上を促し且教会が直接間接に政府の妨害を蒙ることなく、発展の自由を確保する為必要を感じ吾人の所見を陳述するにすぎない」ということであった³⁴。それは言い換えれば、宣教師たちは、運動を鎮圧する当局の暴力性に対しては人道的立場から目を背けることはできなかったが、当局の政治に対しては中立を保つ姿勢を示している³⁵。

宣教師側の中立的姿勢には、植民地朝鮮において自分たちの宣教活動を順調に進めるためにも、当局との衝突を最小限に抑えたいという気持ちが大きく働いていたのも事実ではあるが、それより現実問題として直面していたのが、1915年の「布教規則」と「改正私立学校規則」への対応であった。その二つの法令はいずれも、宣教師の宣教活動や事業を制約するものではあったが、とくに私立学校における宗教教育の実施が重要で、それを禁ずる「改正私立学校規則」の緩和もしくは宗教教育の許可の確保が急務であった。というのも、「改正私立学校規則」第六条二項によって、私立学校における宗教教育の完全禁止が実施されたからである。その第六条二項の内容は以下の通りである。

第六ノ二 普通学校、高等普通学校、女子高等普通学校、実業学校又ハ専門学校に非シテ普通教育、実業教育又ハ専門教育ヲ為ス私立学校ノ教科過程ハ普通学校規則、高等

³² 前掲『朝鮮の統治と基督教』1921年、45頁。

³³ 同上。

³⁴ 同上、45～46頁。

³⁵ 前掲書『日本の朝鮮統治と国際関係』、208頁。日本統治下における植民地朝鮮のミッションスクールをめぐる西欧宣教師と当局との関係を韓国の近代教育の中で考察した李省展によると、西欧宣教師が「中立」を標榜したのは、日本帝国主義の強制下にあつては中立を保つことが服従しないことを意味し、批判的姿勢を示したものと解釈されるという。李省展『アメリカ人宣教師と朝鮮の近代ミッションスクールの生成と植民地化の葛藤』社会評論社、2006年、122頁、第3章の注30を参照。

普通学校規則、女子高等普通学校規則、実業学校規則又ハ専門学校規則ニ準シ之ヲ定ムヘシ

前項ノ場合ニ於テハ普通学校規則、高等普通学校規則、女子高等普通学校規則、実業学校規則又ハ専門学校規則ニ規定スル以外ノ教科過程ヲ加フルコトヲ得ス³⁶。

ここで示されている私立学校とは、正規の学校として許可されておらず、私立学校令によって許可された私立各種学校のことを指している。そのため、宣教師たちが経営していたその私立各種学校の場合も、正規の各学校規則が定めている教育課程が適用され、各学校規則に定められていない聖書などの宗教教育は当然実施できなくなった。そのみならず、宗教教育を続ける私立各種学校の場合は閉校の手続きを踏まざるをえなかったのである³⁷。そこで宣教師の関心は、「布教規則」より「改正私立学校規則」の方に集中した。すなわち、「布教規則」によって生じる諸問題は、布教機関の存立をすぐさま脅かすものではなかったが、「改正私立学校規則」による宗教教育の完全禁止はキリスト教の主力事業である教育事業の存立事態を脅かすものであったからである³⁸。

以上のように、聯合公議会は1915年の「布教規則」と「改正私立学校規則」の発布によって生じた、宣教部と朝鮮教会の根幹を揺るがす諸問題に直面して、それを当局との交渉を通して解決すると同時に、今後の宣教活動および宣教事業の保証を求める六つの要求事項を提出したのであった。

2) 西欧宣教師側の要求

聯合公議会は陳情書における六つの要求事項に先立って、「政府が形式に止まらず事実に於て宗教的自由を与え一層寛大なる方針を採」ることを望み、「伝道事業の為茲に改変の意見を提出す」と明らかにしている³⁹。その六つの主な内容は、①伝道事業、②教育事業、③医療、④宗教文学、⑤所有権及財政上の問題、⑥道徳的改善でまとめることができる。六つの要求事項の内容を簡略にまとめた上で、その中でも、宣教師たちの当面の問題として捉えられていた、①伝道事業、②教育事業の問題、⑤所有権及財政上の問題に絞って取り上げてみたい。

第一、伝道事業に関し吾人は謹んで左の諸点を改変せられんことを乞ふ

一、教会及伝道師に対する取り締まりを緩和せられこと

³⁶ 「私立学校規則」（朝鮮総督府令第24号）『朝鮮総督府官報』第789号、1915年3月24日。

³⁷ 前掲書『일본제국의 법과 조선기독교』、236頁。

³⁸ 同上、259頁。1915年の「布教規則」、「改定私立学校規則」をめぐる西欧宣教師側の対応様相に関する詳細な内容は同書第3章を参照。

³⁹ 前掲『朝鮮の統治と基督教』1921年、46～47頁。

- 二、官吏が基督教及基督信者に対し差別的取扱を為すを禁ぜられたきこと
- 三、総督府は請願及抗告の権を助長せしめられたきこと
- 第二 教育事業に関し吾人は謹んで左の諸点を改変せられんことを乞ふ
 - 一 基督教主義の私立学校に於て聖書及宗教的儀式を課目中に入ることを許され度きこと
 - 二 朝鮮語使用制限を撤廃せられたきこと
 - 三 私立学校経営に関し現在以上の自由を与えられ不必要なる官憲の干渉を撤廃せられたきこと
 - 四 生徒及生徒の良心の自由を認められたきこと
 - 五 朝鮮人に対し教育上日本人と同一の機会を与え教科書の選択には一層自由を与えまた朝鮮史及世界史を教授することに対する制限を撤廃すべきこと
 - 六 総督府の許可を得たる私立学校の卒業生は同程度の官立学校の卒業生と同様の特権を与えられるべきこと
 - 七 私立学校に対し過度なる財産上の要求をなさざること
- 第三 医療に関し吾人は謹んで左の諸点を改変せられんことを乞ふ
 - 一 私立病院経営上細目に涉ることは之を病院の職員に委ね政府は之に干渉せざること
- 第四 宗教文学につき謹んで左の諸点を改変せられんことを乞ふ
 - 一 基督教書類の検閲を廃止すること
 - 二 教会の新聞雑誌其の他出版物は単に教会の出来事及宗教に関する文学のみに制限さるべからざること
 - 三 地方官庁は聖書小冊子其他の基督教文書販売に従事する行商其他の者の営業を妨げざること
- 第五 所有権及財政上の問題に関し吾人は謹んで左の諸点を改変せられんことを乞ふ
 - 一 朝鮮人教会及宣教師団の名を以て財産を所有し登記し得る様之を法人とするの途を開かれたきこと
 - 二 病院学校及経営事業寄付金募集許可に関する現行法規は余りに嚴重に過ぐること
- 第六 道德的改善⁴⁰

宣教師たちは、要求事項の①伝道事業において、自分たちの伝道活動は常に妨害や干渉を受けているのみならず、教会および伝道所の開設の際には予め当局の許可が必要であり、そ

⁴⁰ 同上、47～55頁。

の許可は何らかの理由で先延ばしにされ、それどころか拒絶される始末だという。それゆえに布教令に基づく報告制度を全廃するかまたはそれを改正してほしいと訴えている⁴¹。そして宣教師たちの最大関心事であった「改正私立学校規則」とも深く関係する、②教育事業においては、ミッションが直接経営していた私立学校に対する当局からの政策緩和と宗教授業の禁止の撤回を希望していたが、ここで注目すべきところは宣教師たちの要求事項の内容と相まって、その要求の妥当性と合理性として繰り上げられる彼らの論理である。

宣教師たちは、教育事業における最初の要求として、私立学校において聖書および宗教儀式を科目中に採択できるよう求めている。そしてその根拠として、キリスト主義の私立学校の目的はキリスト教に基づき教育を施す教育機関である故に、聖書を教えて宗教的儀式を行うことはこの種の学校が世界各国において一般に享有する特権であり、「聖書および宗教の真価を認めこれを以て善良なる国民を養成する最善の方便と信ずる」と強調している⁴²。つまり、宣教師たちの主張は学校における宗教教育は文明国家において一般的に享受できるものであって、さらに聖書と宗教的儀式を行うことで善良な国民を養成する最善の方便であるという文明観に即して述べられているのである。

そして二つ目の要求としては、朝鮮の学生が自国の言語を使用することは権利であるという論理から私立学校において朝鮮語による教授および試験の許可を求めている。さらに三つ目の事項においては、教師の給料、教師の選択と解雇に至るまで、政府の許可が必要な現法令の緩和と官憲の干渉の廃止を求めつつ、最終的には「私立学校に於ては必要に応じ自由に朝鮮人を教師および校長に採用すること」ができるよう訴えている⁴³。

これらの二つ目と三つ目の要求事項は、1915年の「改正私立学校規則」の第三条と第十条に係わる事項で、とりわけ第十条の二項における「普通教育、実業教育又ハ専門教育ヲ為ス私立学校ノ教員ハ国語ニ通達シ程度ニ応ずる学力ヲ有スル者タルヘシ」⁴⁴という規定は、宣教師たちが私立学校を経営する上で、もっとも妨げとなるものであった。宣教師たちは植民地朝鮮における学校教育を宣教事業として施した当初から、キリスト教信者のみを教員として採用し、教育現場においても宣教師自らが朝鮮語を習得して学生に教えていた⁴⁵。また、教員の採用と給料の額の規定も私立学校の内部事情によって決められたため、「私立学校規則」の第三条と第十条の要件を満たす教員を充員することは当面の課題であった。それに卒業生の上級学校への進学資格が制限されていた状況も、新入生を募集する際にキリスト教系私立学校が直面した現実問題であった。こうした当時のキリスト教系私立学校の状況を垣間見ることができる報告書がある。1919年11月3日にメソジスト教会の宣教師であったハーバ

⁴¹ 同上、47頁。

⁴² 同上、48～49頁。

⁴³ 同上、49～50頁。

⁴⁴ 「私立学校規則」（朝鮮総督府令第24号）『朝鮮総督府官報』第789号、1915年3月24日。

⁴⁵ 白樂濤『韓国改新教史1832－1910』延世大學教出版部、1973年、341頁。

ート・ウエルチが斎藤総督に送った意見書がそれである。

政府ノ官吏ヲシテ私立学校教師ノ俸給額ヲ規定セシムルハ賢キ方法ニ候ヤ官公立学校教師ノ俸給額ハ自然一般ノ標準ト相成ルモノニ候ヘ共基督教主義ノ学校ニアリテハ相当ノ資格ヲ有スル教師カ屢々自己ノ趣味上低額ノ俸給ニ甘ンシテ就職ヲ希望スルモノ有之余等ハ素ヨリ可成多額ノ給料ヲ支給シタキ考エ候モ此等ノ問題ハ余等ト教師トノ間ニ於テ自由ニ取極メルコトヲ得ハ面倒少ナキ事ト存候⁴⁶。

ウエルチの意見書から窺えることは、当時のキリスト教系私立学校に採用される大体の教員の資格は当局が示す基準を満たしていないこと、そしてその教員になる者はキリスト教の信念をもって安い給料に甘んじつつ、教育現場に勤めているということである。むろん、当時の私立学校における教員採用に関する詳細な考察は別途検討を要するが、ここで注目すべきところは、西欧宣教師が私立学校における教員採用やその行政上の自由を求める上で、私立学校の朝鮮人教師および校長採用における権限を当局に求めている、その背景である。その背景として考えられるのは学校経営における財政問題であったのだ。

3) 戦略的カードとしての朝鮮教会の「自立」と「自治」の論理

学校経営における財政問題は、前述した教育事業の要求事項において「七 私立学校に対し過度なる財産上の要求をなさざること」とも深く関わっている。そもそも、教会の宣教事業として、もっとも経費を要するのが学校事業であって、宣教本部からの補助金によって賄うとしても、宣教師が直接経営する学校および教会の傘下にある学校を経営するには不十分であった。それゆえに、朝鮮耶蘇教長老会は1907年に「独老会」を設立する際に、教会に属する各小中学校の課程を一致させるため、科程記草委員を選別し「学務局」を設けた⁴⁷。紙面上の制約によって学務局に関する詳細な内容やその役割に関する考察は省くことにするが、学務局が設置された以後、長老教会は西欧宣教師とは別途に朝鮮総督府との積極的な交渉に臨んでいたのは確かである。長老教会は1915年の私立学校規則が發布された際にも、総会から総督に礼拝と聖書授業の禁止に対する廃止を求める陳情書を送ると共に、遥拝式の問題においては委員を選定し、総督府と直接交渉を行った。それに翌年には、認可された学校を廃止させないために、教会は特別に積立金を設けて、学校の費用に充用するようにした⁴⁸。その一方で、長老教会は「布教規則」や老会法人に対しても当局との交渉を通して独自のその対策を講じたが、こうした朝鮮教会の動きは、西欧宣教師とは別途に当局との関係の中で自分たちの教会を位置づけつつ維持させようとしたという意味合いにおいても注目すべきで

⁴⁶ 「ウエルチ博士ノ意見書」『斎藤実文書』13巻、高麗書林、1990年、380頁。

⁴⁷ 郭安連編集『長老教會史典彙集』朝鮮耶蘇教書會、1918年、152頁。

⁴⁸ 同上、160～161頁。

あろう。また、この時点から当局のキリスト教政策に対する西欧宣教師と朝鮮教会側の対応様相が一概ではなかったということは、両側の対応様相は様々な形で現れると同時に、その反応や多様な対応様相に対する当局のキリスト教政策もさらに巧妙化・複雑化していくだろうという推測も当然考えられる。

さて、学校の経営において、教会の傘下にあった学校の場合は、もっぱら朝鮮の信者たちの援助と協力によって経営されていたといっても過言ではない状況であった。従って宣教師たちにとっては、教会の主力事業である学校経営を順調に行うためにも、朝鮮のキリスト教徒の協力と援助は必要不可欠なことであっただろう。こうした宣教師たちの切実な思いをよく表しているのが、陳情書における要求事項の第五「二、病院学校及経営事業寄付金募集許可に関する現行法規は余りに嚴重に過ること」の項目である。その項目の内容は以下の通りである。

朝鮮人は右法規を以て政府が此の種の寄付を制限せんと欲するものなりと解し吾人が朝鮮人の為に設立し朝鮮人も現在之に相当の補助をなし置き行行は彼等自身にて維持せんと欲する病院、学校若しくは慈善事業に對し寄付を差控ふるに至り吾人の事業上大なる障害となれり⁴⁹。

ここで目を引くところは、宣教師たちが施している学校や病院などの慈善事業は、将来には朝鮮人が自治的に経営することを想定して運用されていて、その理解によって朝鮮人からも積極的にこれらの慈善事業に寄付をしているという点である。つまり宣教師たちは、当局の法規によって今まで病院や学校に寄せられた朝鮮人からの寄付金が途切れる状況を解決するために、宣教師たちが経営している学校や病院は将来には朝鮮人が自治的に経営するものになるという論理をもって「病院学校及経営事業寄付金募集許可に関する現行法規」の緩和を求めているのである。

以上、聯合公議会の陳情書における要求事項を検討してきたが、その要求事項はいずれも、植民地朝鮮において宣教師たちがキリスト教を伝道し、朝鮮キリスト教徒たちを教育・養成させることによって、朝鮮におけるキリスト教を成長させるためには必ず当局との交渉を通して解消せざるを得ない、宣教現場においては死活にかかわる問題であった。しかしながら、ここで注意を喚起したいのは、宣教師側の要求は結局、朝鮮人・朝鮮教会の自立と自治という論理として帰結されている点である。もっと詳しく説明すれば、宣教師が当局に要求した、①学校における朝鮮語の教育、②学校の経営における朝鮮人の参加、③教員の資格を朝鮮人に与えること、④学校、病院などを徐々に朝鮮人たちが自治的に経営するという論理による朝鮮人の寄付金に対する規制の緩和などは、朝鮮人にして社会における一人の構成員として

⁴⁹ 前掲『朝鮮の統治と基督教』1921年、54頁。

享有できる信仰の自由および教育を受ける権利や平等などといった、個人が社会において自立するための条件を与えるという論理とともに、朝鮮教会の自治と自立の論理として主張されたのである。

さらに、朝鮮教会の自治と自立の問題に限って述べるならば、宣教師たちは寄付金の緩和に関する要求事項において、朝鮮教会はミッションが設立した学校、病院、慈善事業をいつかは朝鮮の教会が自ら経営できることを望んでいたことが窺えると同時に、宣教師側もそれらのミッション経営の諸施設をいつかは朝鮮教会に譲渡する考えであったことが見て取れる。ただ、宣教師からの朝鮮教会への学校や病院の譲渡がいつ、いかなる形で行われたのかは本稿の考察範囲を超えているので、ここでは取り上げることはできないが、1920年代の新教育令や指定学校の制度の実施によって、朝鮮教会内部から指定学校の昇格運動が展開する一方で、1930年代に入っては神社参拝をめぐってミッションスクールの朝鮮教会への譲渡問題が勃発するようになるという流れも念頭に置く必要があるだろう⁵⁰。

よって、陳情書が提出された時点において、宣教師たちがミッション経営の学校などを朝鮮教会に譲渡する意図がどれほどあったのかはさておき、ここで大事なのは、当局に対する自分たちの要求を通すために、朝鮮教会の自立と自治の論理を交渉のカードとして戦略的に使っている、という点である。つまり、妥協のための戦略として、現在はミッションが経営している学校や病院といった慈善事業の機関は、将来には朝鮮教会が自治的に経営するという論理が当局に対して示されていたということは、宣教師側が当局の意図を自ら見抜いて出した戦略的カードであったことを読み解く必要がある。その当局の意図が何であったのかを、1917年当時内務部長官であった宇佐美勝夫が、長老派の宣教師会に参席した際の演説から窺い知ることができる。

抑も教会の健全なる発達には教会が能く自立自給の教会なりや否や、又布教者は人格に缺くる所なく能く普通の知識を備へ、且つ神学上の造詣深きや否やに依り之を判定すべきものであらうと思ふのであります。然るに朝鮮に於て果して自立自給をなし得る教会の数多きや否や云ふことを考ふるに、未だ多しと云ふべからざるのみならず、若し教会にして能く自立自給の実績を挙げ資格ある牧師を担当布教者となすものに対しては法令に従ひ法人たる資格を与ふことは政府として之を拒まざるのみならず、其の健全なる発達を保護する為進んで法人の資格を与へんとするのであります。今日迄未だ法人の許可を出願せる教会を見ざるは或は此の如き資格を有する教会の存在せざるにあらざるを

⁵⁰ 1920年代の指定学校制度をめぐり朝鮮教会の学校昇格運動については、박혜진 『일제하 한국기독교와 미션스쿨』(景仁文化社、2015年)の第2章を、1930年代における神社参拝めぐりミッションスクールの朝鮮教会への譲渡問題については、拙稿「植民地朝鮮キリスト教会の「自立」をめぐり諸相——一九三〇年代の神社参拝拒否問題と「自立」」(桂島宣弘編『東アジア遭遇する知と日本——トランスナショナルな思想史の試み』文理閣、2019年)を参照。

疑はざるを得るのであります⁵¹。

宇佐美の演説内容を注意深く読んでみると、宇佐美は植民地朝鮮において長老派教会の宣教師たちが実施していた、いわゆる「自治」・「自給」・「自伝」を骨子とするネビウス宣教政策⁵²を正確に理解していたことが分かる。しかしながら、宇佐美は「当局がその健全なる発達を保護するために進んで法人の資格を与えよう」としたものの、今の朝鮮において「独立自給をなし得る教会」は未だ少ない状況なので、その資格を満たす教会がないために与えられないのだという。この宇佐美の発言でとくに注目しなければならないのは、宇佐美は朝鮮教会において西欧宣教師の影響が大きいことを分かっていたのみならず、朝鮮教会の「自立」と「自治」という論理を通して西欧宣教師に圧迫することができることも正確に見抜いているという点なのである。その一方で、宇佐美の演説は、朝鮮教会に対しては「自立」と「自治」を妨害する存在が、実は西欧宣教師であるという論理を間接的に暗示することによって、朝鮮教会と西欧宣教師の両者の関係を内部から瓦解させる意図が隠されているところも見逃すわけにはいかない。

このように見てくると、朝鮮教会の「自立」と「自治」という論理は、当局と西欧宣教師の両者において、その目的と狙いは異なるものであったとしても、両者の間で互いの主張や政策を貫く上での論理として「共振」したことは明らかである。そしてここで何より重要なのは、総督府のキリスト教政策によって打ち出される朝鮮教会の「自立」と「自治」という論理と、総督府との交渉のために朝鮮教会の「自立」と「自治」を訴える西欧宣教師の論理は、その後の朝鮮教会に内在化され、様々な様相で現れることになるという点である。

要するに、「自立」と「自治」という論理は、ある集団もしくはある時点から一概に現れるものではなかったこと、また朝鮮教会、西欧宣教師、総督府という三者の強い意志とそれによって自立的・個別的に発生する論理ではなかったという側面が重要なのである。宣教師たちは当局との妥協や交渉のための戦略的カードとして、朝鮮教会の「自立」と「自治」を打ち出せざるを得なかったのであり、総督府の立場からは朝鮮教会における宣教師からの影響力を弱体化させつつ、朝鮮教会と宣教師の関係を瓦解させるという側面においても「自立」と「自治」は都合のいい論理であったのだ。他方、朝鮮教会においてもその「自立」と「自治」の論理は共有されるものの、その共有の様相は多様な形で現れた。それぞれの立場は、いわゆる親日への傾斜、独立運動への展開、朝鮮的キリスト教運動など、多様な様相を呈しつつ展開していく。朝鮮教会の「自立」と「自治」という論理は、朝鮮キリスト教たちだけの熱望でなく、総督府、西洋宣教師、朝鮮キリスト教徒の三者が共有せざるをえない戦略的

⁵¹ 宇佐美勝夫「朝鮮に於ける基督教」『朝鮮彙報』、1917年10月、10頁。

⁵² 植民地朝鮮における長老派教会の宣教師が実施した宣教方法であるネビウス宣教政策については、前掲拙稿「植民地朝鮮キリスト教会の「自立」をめぐる諸相——一九三〇年代の神社参拝拒否問題と「自立」」を参考。

選択肢であつたといえよう。

次章では、宣教師の陳情書に対する当局の対応について考察してみよう。

4. 陳情書に対する総督府の対応

1) 当局の回答

1919年9月に聯合公議会が提出した陳情書に対して総督府は、翌年、同会に柴田学務局長を派遣して以下のように回答および立場を述べた。

諸氏が平素直接間接に関係せらるる宗教、教育、医療其他社会各般の問題に付て総督府の施政に対し希望せらるる所は固より多々あるべし特に先般諸氏より提出せられたる聯合大会の陳情書は諸氏の平素抱懷せらるる所を最も腹藏なく陳述せられたるものと見るべし此の意味に於て当局は多大の注意を以て之を査閲したるが其の所説の大綱が文化政治の施行、内鮮人の差別撤廃、民衆福利の増進及び官庁事務の簡捷等当局施政方針として曩に宣明したる所と大体に於て一致したるは当局の私に本懐とせし所なり⁵³。

要するに、宣教師側が提出した陳情書の内容は、当局の「文化政治の施行、内鮮人の差別撤廃、民衆福利の増進及び官庁事務の簡捷等當局施政方針」と一致していると力説している⁵⁴。また、当局は宣教師から提出された陳情書の内容を検討した上で、宣教師の要望に沿って「私立学校規則」と「布教規則」の改正、宗教法人の許可、笞刑の廃止、朝鮮文新聞の発刊などを許容したことを明らかにしている⁵⁵。そしてそれらの新施政は「正義人道」の原則に基づくものであるという。ここで述べている「正義人道」の内容については、『朝鮮の統治と基督教』の1923年改訂版に新たに加えられた水野政務総監の演説から確認することができる。

吾々の施政も諸君の事業と同様正義人道の原則に基づくものでありまして、内鮮人間に如何なる差別的の取扱をも許さないのであります。笞刑の廃止、教育制度の改正、医療衛生機関の改善、地方制度の改正の如き皆此の原則から出たものであります。尚又朝鮮教育令は朝鮮の学制を内地と全く同様に為さんが為め、目下改正の手續中であります⁵⁶。

この引用文から水野が新施政として挙げている項目と前述の柴田のそれとを比べてみると、地方制度の改正という表現が新しく加えられたことが分かる。その地方制度とは、地方自治

⁵³ 前掲『朝鮮の統治と基督教』1921年、40頁。

⁵⁴ 同上。

⁵⁵ 同上、41頁。

⁵⁶ 前掲『朝鮮の統治と基督教』1923年、40～41頁。

を指し示すものであり、斎藤総督・水野総監赴任以後、いわゆる文化統治初期に新施政として推し進められたものであった⁵⁷。

ここで先述の柴田の話に戻ってみよう。柴田は宣教師が求めた要求事項に基づいて新施政を改正したと述べた上で、引き続き当局に対する協力を求めつつ、次のような内容で、宣教師に注意を促している。その第一において、宣教師たちが1915年から施行された「布教規則」の布教者および布教所の設置に関する法令、そして「私立学校規則」改正に関する法令を自分たちの布教や教育事業に対する圧迫として捉えている次のような現状に、柴田は懸念を示す。

第一諸君の注意を促さんとするは諸氏が往々にして教会伝道団及び私立学校に関し諸種の法令の規定あるを見て直に宗教及教育を威迫するの趣旨に出でたるものと即断する⁵⁸。

しかしながら当局としては、「自国領土内における各般の事業が公の秩序の下に行われる」よう必要な法令を設けて「事業の内容や経営を知る方法を講ずる」ことは当然のことであるという⁵⁹。それに、従来の規則を改正したのは、手続きを最小限度に止めることによって関係者の便益を図るためであって、当局は必要を認めて規定されたものに対しては厳しく続行するつもりであり、宣教師たちは関係法令の改正に当たりこの点について予め充分理解するよう求めている⁶⁰。当局が宣教師たちに求めている内容をまとめてみると、新しく改正された法令はあくまでも従来の法令における手続き上の煩雑を避けるための簡素化を図るものであって、今後の改正法令に対しは今まで通りに宣教師からの不満に当局が対応することはできないとも読み取れる強い姿勢を示している。このような当局の態度は、今後の西欧宣教師に対する政策や対応における自信の態度としても捉えることができるだろう。

当局は第二の要望として、宣教師たちがキリスト教主義の国民性または自国の制度、風習、習慣を移して直ちに帝国領土内に適用しようとすることによって、誤解が生じる困難な問題が引き起こされているという。それゆえに宣教師たちは、日本帝国と西欧キリスト教主義はその性格を異にすることを明確に認識した上で、日本帝国の領土である植民地朝鮮において宣教に従事するためには「帝国の国民性及制度を更に深刻に研究諒解すること」に努めることが求められるというのである⁶¹。さらに宣教師の「帝国の国民性及制度」に対する研究が

⁵⁷ 3.1運動を契機として地方制度を改正し、一定程度の地方自治を見つめることについては、陸軍、原内閣、総督府三者の間で意見の一致があったものの、その改定の内容までは一致できず、それをめぐって水野派の newcomer 官僚と生え抜き官僚は激しく対立したという。これに関しては、李炯植前掲書『日本の朝鮮統治と国際関係』、第3章を参照。

⁵⁸ 前掲『朝鮮の統治と基督教』1921年、41頁。

⁵⁹ 同上。

⁶⁰ 同上、42頁。

⁶¹ 同上。

きちんとなされていない弊害によって、「陛下の御真影に敬礼することを一種の礼拝と誤認し、基督教徒として之に反対」するような事態が起きているが、それは「我國民性を解せざるも亦甚だしといわざるべからず」ものだという⁶²。そして、この種の問題は内地においてはすでに数十年前に論議し尽したものであって、今日においてはこれに疑念を抱く人はいないという⁶³。

この時点では、「御真影」の問題にしか及んでいなかったが、周知のように学校における天皇制の問題は1930年代以降の神社参拝問題によって、宣教師と総督府との間でミッションスクールをめぐる激しく衝突することになる。ただし、「御真影」の問題が当局と宣教師たちの間において一層大きな問題として争点化されてはいなかったものの、既にこの時点において当局は、官公立学校のみならず、私立学校や宗教施設に至るまで、天皇に関わる儀式を国民教育の一環として徹底的に実施していくという姿勢を表明している。1920年代以降、総督府が宣教師に対する政策を懐柔や協力へ切り替えたとはいえ、むしろキリスト教政策においては、当局が前述の通りその手続き上の簡素化を図ることにすぎず、私立学校における宗教と教育を徹底的に区分して国民教育を行っていく姿勢とその政策を以前より詳細かつ強く表明しているといえよう。よって、その後の当局の西欧宣教師とキリスト教に対する政策は、その内容においては時期ごとに変容があったとはいえ、その方向性や方針はこの時点において殆ど決められていたと思われる。このような当局のキリスト教に対する態度は、当局の立場を代弁している柴田の言葉からも明確に確認できる。

元來普通教育は国民教育の基礎にしてその官公立たると私立たるとの区別なく又宗教団体の設置に関わるものと然らざるものとを論ぜず之が教育の本旨に至りては官公立学校と異なる所なかるべきは言を俟たず。（中略）私立学校は設立者の主義に依りて学校を経営し教育を施すを以てその特色とすと雖も此経営教育の方針たるや如何なる場合と雖も教育令の命ずる所に従ひ我帝国の国民教育をなすことを前提とし許容せらるべきものなること是なり⁶⁴。

要するに、私立学校を許容する前提になるのは、「我帝国の国民教育を為すこと」であって、あくまでも私立学校は帝国の国民教育のための一機関であるゆえに、如何なる場合でも教育令に従うべきであるという意志が強く述べられている。ここにおいて、総督府のキリスト教政策が単なる「懐柔」ではなかったことが見て取れよう。

以上、聯合公議会に対する当局の回答とその対応についてまとめてみたが、次節では1923年の改訂版に新しく加えられた内容を取り上げ、当局の意図と目的をさらに深く探ってみた

⁶² 同上。

⁶³ 同上。

⁶⁴ 同上、42～43頁。

い。

2) 日本組合教会と改訂版『朝鮮の統治と基督教』

第1章で言及したように、『朝鮮の統治と基督教』は1921年に第一版が刊行された後、1923年に改訂版が出された。改訂版は内容と構成においてさほどの変更はなかったものの、水野政務総監の演説、有吉政務総監の信仰感懐の他に在朝鮮基督教各派教勢一覧の内容が新たにくわえられた。ここで詳細に取り上げたいのは、有吉政務総監の信仰感懐と在朝鮮基督教各派教勢一覧の内容である。

まず、有吉忠一政務総監について簡単に述べておきたい。有吉忠一は、1873年豊岡県（当時）宮津生まれで、1896年帝国大学法科大学卒、内務省官吏を経て千葉県、宮崎県、神奈川県、兵庫県の知事を歴任した後、水野政務総監の後任として1922年6月に就任した⁶⁵。有吉の履歴において目を引くところは、彼が熱心なプロテスタント信者であったことである。有吉は第三高等学校時代に京都の洛陽教会で入信し、1889年2月に発足した第三高等中学校基督教青年同盟会にも参加するとともに、学生YMCA会館の設立における建築委員としても活躍した。その後本郷教会で日本組合教会牧師であった横井時雄の教えを受けたが、横井時雄が同志社に移ることで、しばらくの間教会を離れることになったが、1897年に兵庫県の理事官として赴任する際、組合教会牧師の原田助の進めによって神戸教会に通うことになる⁶⁶。1901年に有吉は『小学校教育制度』（富山房、1901年）と題する書を著したのだが、この頃から教育政策に力を入れることになってからは、キリスト教教育にも理解を示したという⁶⁷。このように、教育に関心が高かった有吉は、千葉県、宮崎県、神奈川県、兵庫県などの知事時代には、学校増設に力を入れるなど、積極的に学校政策を行った。このような点が総督府からも高く評価され、水野の後任として有吉が抜擢される要因の一つとして働いたと思われる⁶⁸。

1922年6月に朝鮮総督府の政務総監として就任した有吉は、その二か月後、「基督教聯合会」の総監歓迎会席上で談話を行った。この場で有吉は、自分がキリスト教信者になった経緯やその後信仰を失ったことを克服し、朝鮮に渡る直前まで神戸教会のキリスト教者と親密な交流があったことを強調しつつ、新政務総監として臨む気持ちを次のように述べた。

⁶⁵ 日本キリスト教歴史大辞典編集委員会編『日本キリスト教歴史人物事典』教文館、2020年、42頁。

⁶⁶ 松本洋幸「関東学院と有吉忠一：有吉忠一の青年時代——プロテスタントの側面から」関東学院大学『キリスト教と文化』第8号、2009年、65頁。

⁶⁷ こうした有吉のキリスト教の教育に対する理解によって、関東学院に兵隊山の敷地を斡旋したという。同上、65頁。

⁶⁸ 有吉は各県知事の時代に、鉄道建設や土木工事、学校増設などの政策を実行し、名知事として知られていた。それに韓国併合前後の統監府総督長官、総督府総務部長官の経験が高く評価されたという。前掲書『朝鮮総督府官僚の統治構造』、133頁。

先ほど組合教会の長谷川牧師が皆が祈るといふ事で私を迎える言葉としようでないかと言はれたが之れが私をして力強く感じさせるものである。私はみな様の信仰によつて何物かを朝鮮に与へたいと思つてゐる⁶⁹。

総監歓迎会にあたっての挨拶の言葉というより、むしろ信仰告白とも受け入れられそうな有吉の発言は、まさしくこの談話の題でもある信仰感懐であつた。むろん有吉が自らキリスト教者であることをアピールするとともに、キリスト教の理解者であることを力説することによって、キリスト教者からの協力と懐柔を図ろうとしたことは言うまでもない。そして、キリスト教信者である有吉の立場はあくまでも当局の方針とその方向性を代弁することであつたことをほのめかすように、有吉は次の言葉で歓迎会の挨拶を締めくくる。

最後に一言付け加へたいと思ふ事は宗教に対する私の方針である。私は一視同仁愛の精神から公平に一切の偏見を去つてあらゆる宗教に対して行くつもりだ。然し偏見をもたないといふ事とアプレシエートするといふ事とは自ら区別せねばならぬ。私はどこまでも信ずる処評價する処には自らをまげないつもりである⁷⁰。

要するに、有吉は宗教に対して一視同仁愛の精神をもって公平に接する態度を示しつつも、当局の政策と方針に基づいて原理原則に行うことを明らかにしている。

以上のように、水野の後任として就任した有吉がキリスト教信者であるという履歴は、植民地朝鮮において西欧宣教師や朝鮮教会からの協力を引き出す上でも、よりよい宣伝効果になつただろう。そしてその一方で、有吉は信仰の初期段階から日本組合教会やその関係者との親交が厚かつたことから、朝鮮に渡ってから何らかの形で日本組合教会とのルートを保つていただろうと考えられる。実際に、1921年に日本組合教会が朝鮮伝道部を廃止し、それに代わって、朝鮮会衆基督教会が設立されたが、その代表者であつた柳一宣は、その後、朝鮮会衆基督教会の代表として有吉の政策に積極的に協力した⁷¹。むろん有吉と日本キリスト教との関係、その中でも日本組合教会との関係から朝鮮総督府のキリスト教政策との関連性を明らかにする必要もある。しかしここでは総督府が『朝鮮の統治と基督教』の改訂版に信仰感懐と題する有吉の就任挨拶を載せている政治的意図と、当局が在朝鮮基督教各派教勢一覧の内容に前述した朝鮮会衆基督教会を新しく加えたその狙いに目を付けることが重要であ

⁶⁹ 前掲『朝鮮の統治と基督教』1923年、37～38頁。

⁷⁰ 同上、38頁。

⁷¹ 柳一宣教は1923年の関東大震災が発生すると震災者の救済に積極的に取り組んだ。まず、朝鮮会衆基督教会の代表として有吉政務総監の官邸を訪問し、朝鮮人の震災者の救済に最善を尽くすことを約束した。その後談話を発表し、朝鮮人被災者の救済に対する関心と協力を呼び掛けた。박혜미 「일본조합교회 순회교사 유일선의 생애와 친일활동」 『한국독립운동사연구』 52輯、2015年、242頁。

ろう。

前述の通り、1921年に日本組合教会は朝鮮伝道部を廃止し、それまで朝鮮伝道部に所属していた諸教会を分離させ、朝鮮会衆基督教会を設立した。日本組合教会が朝鮮伝道を廃止した最大の原因は、財政難の問題であったものの、当時朝鮮伝道部の廃止をめぐり日本組合教会内部から事実上、朝鮮伝道の放棄であると非難の声が上がっていた。ここではその日本組合教会内部からも事実上「放棄」であるといわれた朝鮮会衆基督教会が、1923年の『朝鮮の統治と基督教』の改訂版に新しく加えられたその意味について探ってみたい。まず、1921年の『朝鮮の統治と基督教』における在朝鮮基督教各派教勢一覧表と1923年の表を比較してみよう。

「在朝鮮基督教各派教勢一覧」（大正8年調査）⁷²

教派別	布教所	布教者 内（△宣教師）	内地人信徒	朝鮮人信徒	外国人信徒	信徒数計
日本メソジスト教会	11	10（△1）	844	1	2	847
日本基督教会	10	14（△2）	1,087	113	—	1,200
日本組合基督教会	59	80	618	14,387	—	15,005
計	80	104（△3）	2,549	14,501	2	17,052
朝鮮耶蘇教長老会	1,899	1,332（△182）	2	141,044	138	141,193
聖公会	71	84（△25）	429	4,264	18	4,711
教世軍	97	68（△18）	164	4,725	26	4,915
天主公教	224	64（△44）	758	81,104	136	81,998
同 聖分道会	1	8（△8）	—	400	—	400
南監理教会	244	153（△33）	—	9,442	18	9,460
美監理教会	564	583（△50）	—	34,414	72	34,486
露国正教派	6	5（△1）	—	558	4	562
第七日安息日 耶蘇再臨教	44	49（△9）	—	839	21	860
東洋宣教会	16	40（△9）	—	850	—	850
計	3,166	2,386（△379）	1,362	277,640	433	279,435
合計	3,246	2,490（△382）	3,911	292,141	435	296,487

⁷² この表は『朝鮮の統治と基督教』1921年版の22頁と23頁にあるものをもとに作成した。

「在朝鮮基督教各派教勢一覧」（大正10年末現在）⁷³

教派別		布教所	布教者 内（△宣教師）	信徒		
				内地人	朝鮮人	計
内地人 経営	日本メソジスト教会	11	11	988	—	988
	日本基督教会	10	9	1,192	—	1,192
	日本組合基督教会	7	3	636	—	636
	東洋宣教会 ホーリネス教会	2	1	55	—	55
	計	30	24	2,871	—	2,871
宣教師 経営	朝鮮耶蘇教長老会	2,031	1,382（△224）	—	181,298	181,298
	聖公会	62	67（△15）	404	3,863	4,267
	教世軍	100	82（△23）	498	5,718	6,216
	露国正教派	6	5（△1）	2	550	552
	天主公教	237	76（△34）	802	91,941	92,743
	南監理教会	317	202（△50）	—	20,058	20,058
	美監理教会	562	602（△1）	—	39,972	39,972
	第七日安息日 耶蘇再臨教	57	48（△13）	—	1,044	1,044
	東洋宣教会	25	60（△10）	—	2,000	2,000
	計	3,397	2,524（△450）	1,706	346,444	438,150
朝鮮人 経営	朝鮮会衆基督教会	35	49	—	2,955	2,955
	其他	16	17	—	1,138	1,138
	計	51	66	—	4,093	4,093
合計		3,478	2,614（△450）	4,577	350,537	355,114

整理した二つの表は、それぞれ1919年と1921年に植民地朝鮮で布教しているキリスト教の教派およびその所属信者数をまとめたものである。前者が1921年版に載っているもので、後者が1923年の改訂版のものである。この表に示されている各教派別の教勢や動向についてはむろん多くの議論の余地はあるが、ここで注目してほしいのは、1921年と1923年の表における教派別の項目の違いである。両表の項目を比べてみるとほとんど修正されたところがない

⁷³ この表は『朝鮮の統治と基督教』1923年版の22頁と23頁のものをもとに作成した。

のだが、ただ一ヶ所のみ項目が変わっていることが分かる。まず、1921年における教派別の項目をよく見ると、日本のキリスト教派から西欧キリスト教派の順番に並べられているが、1923年における表の場合は、従来教派別に単純に並べていたものを、「内地人経営」、「宣教師経営」、「朝鮮人経営」という三つの経営主体別詳細項目を設けて分けていることが確認できる。

このように、教派別の項目に経営主体を明確に区別する詳細項目が新たに設けられたことが、読者の理解を図ろうとした総督府からの工夫であったと推し量ることができるだろう。なお、『朝鮮の統治と基督教』がそもそも当局のキリスト教政策の方向性や宣伝の性格を強く呈していることを勘案しても、「内地人経営」、「宣教師経営」、「朝鮮人経営」という項目の設定とその表示に潜められた当局の意図とキリスト教政策における構想を考えざるを得ない。現段階で考えられるのは、1923年の改訂版に新しく加えられた「朝鮮人経営」の項目に配置された朝鮮会衆基督教会の存在がそれである。

むしろ、1921年に朝鮮会衆基督教会が設立されたことを考えるならば、時期的に当時の調査に入らなかったのは当然のことではあるが、1923年に改訂版を刊行するにあたって、当局が朝鮮会衆基督教会を如何に位置づけようとしていたのか、朝鮮人が自ら経営する教会として押し出そうとしていた当局の意図がそのまま反映されているとしか考えられない。また、当局は「朝鮮人経営」の他にも「日本人経営」「宣教師経営」の項目を設けているが、正確に言うと、朝鮮耶蘇教長老教会の場合、朝鮮人キリスト教徒は1912年に「総会」の創立を成し遂げたことによって、西欧宣教師からの組織的な「独立」を果たしていたのであり、個別教会の経営や一部の宣教事業も直接経営していて、ほかの教派の場合もその教派の事情によって異なるとはいえ、長老派教会とそれ程の差はなかった。従って、現実的な状況においても、当局が設けている「宣教師経営」の項目に含まれている教派が一概に「宣教師経営」の教派であったとはいえないだろう。

当局が朝鮮教会の内部事情をどのくらい把握していたのかは定かではないが、第3章で考察したように、また宇佐美の演説がそうであったように、朝鮮教会に対して「自立」と「自治」を妨害しているのは、西欧宣教師であるとのめかす論理によって、朝鮮教会と西欧宣教師の関係を内部から瓦解させようと試みたのはすでに確認したところでもある。よって、1923年の時点において当局が「朝鮮人経営」の項目を提示することを通して意図したことは、朝鮮教会に対して西欧宣教師からの完全なる「自治」および「自立」を成し遂げる「独立」した朝鮮教会の可能性を示そうとしたことである。まさしく、そのモデルとして提示されたのが朝鮮会衆教会であったと考えられる。つまり当局は「自立」および「自治」の論理をもって西欧宣教師と朝鮮教会の瓦解を図ることにとどまらず、宣教師と朝鮮教会を分離させることによって、朝鮮人が直接経営するキリスト教を新しく構想していたのである。その構想の狙いは、西欧宣教師からの干渉なしで、朝鮮教会に直接的な統制と規制を容易に及ぼす、朝鮮会衆基督教会といった当局に協力する教会の育成を見据えたものに他ならない。

朝鮮会衆基督教会の代表者である柳一宣は、1921年9月に『毎日新聞』にその創立の談話を掲載した。柳一宣はこの談話において、日本組合教会の歴史とその教派の特徴を説明した上で、日本組合教会が自由と自治を尊重する精神によって、今日に至っては、その名称を朝鮮会衆教会に変更し、その組織を改善して自給自立の精神を樹立する幸運が与えられたと述べている。さらに、日本組合教会からの「独立」を次のように定義しつつ、朝鮮会衆基督教会の性格および方向性を強調している。

日本組合教会においても朝鮮信者等が、精神であれ物質であれ自給自治の時がくれば、自営自為を一任し、相互提携を通じて天国拡張のために努力奮闘することは当初から予期した考案である。その点における両者の意の合致によって、教育の組織が変更されるにつれて、吾等も深く悩んだのである。とりわけ、朝鮮会衆教会という名称は、その会衆の名詞が語源の「コングリゲーション」の意義を表明する最も適当なものであるとの判断から名付けた所以である。組合教会が我らの人格を尊重し、その成長を認定して教会における一切を無条件で吾人に譲渡することに対して、吾人はその大勇断、大友誼を心から深く感謝する。（中略）我等の主義と主張は会衆教会の精神に基づいて、教会の自治と信仰の自由を尊重し、旧来の形式に縛りつけられず、進歩主義の新々たる福音を唱道し、基督による兄弟主義の理想を体現することを通して、人類の幸福、世界の平和に幾分の貢献ができよう努める。（中略）そして日本組合基督教会とは同一の主義と同一の精神を有する故に相互提携する。⁷⁴（原文韓国語、日本語訳は筆者）

柳一宣の談話の主な趣旨は、朝鮮会衆基督教会は、日本組合教会から独立して、完全に「自立」・「自治」する朝鮮人の教会であると共に、会衆教会の主義と精神、すなわち信仰の自由、教会の自治、進歩主義に基づいて社会ひいては世界に貢献しようということである。それにこのような同一の主義を共有する日本組合教会とは今後も協力していく姿勢を明らかにしている。この点に関して従来の先行研究では、日本組合教会の朝鮮伝道の廃止は、朝鮮伝道の失敗を意味するものであって、その後日本組合教会は朝鮮人に対する伝道事業から完全に撤収したと捉えている⁷⁵。しかし、最近の研究成果として、淑明女学校の設立に深く関わっていた淵澤能恵と組合教会および朝鮮総督府との関係性を明らかにしている神山美奈子の研究⁷⁶と、朝鮮総督府によってアメリカに派遣されて宗教界を中心に朝鮮総督府の朝鮮統

⁷⁴ 「朝鮮会衆基督教会創立、組合教会組織変更柳一宣談」『毎日申報』1921年、9月2日。

⁷⁵ 組合教会に関する先行研究には、韓哲曦・飯沼一郎『日本帝国主義化の朝鮮伝道——乗松雅木、渡瀬常吉、織田梢次、西田晶一』日本基督教団出版、1985年、韓哲曦『日本の朝鮮支配と宗教政策』未来社、1988年、姜信龍「韓国人キリスト教徒たちの組合教会への協力と加入に関する一考察」韓国キリスト教歴史研究所、1995年、梁賢恵『近代日韓関係史におけるキリスト教』イファ女子大学出版部、2009年、徐正敏『日韓キリスト教関係史』大韓基督教書会、2002年などがある。

⁷⁶ 神山美奈子『女たちの日韓キリスト教史』関西学院大学出版会、2021年。

治の宣伝活動を行っていた組合教会牧師・山本忠美の在米宣伝活動を明らかにした李昇燁の研究⁷⁷も、植民地朝鮮における日本組合教会の朝鮮伝道がある時点で失敗したのではなくその延長線上において、当局の時期別によるキリスト教政策にその形態や論理を附合させる形で展開されていたことを示唆しているものとして注目に値する。そして、日本組合教会の朝鮮伝道部が廃止された以降、朝鮮会衆基督教会の動きとは別に、朝鮮人キリスト教者が組合教会の看板をそのまま掲げて教会を運営した事例が朝鮮総督府官報からも確認できるなど⁷⁸、植民地朝鮮における組合教会の朝鮮伝道の問題は重層的・多角的視点から捉えなおす必要があるだろう。

5. おわりに

以上、3・1独立運動直後、いわゆる「武断政治」から「文化政治」に移行する状況の中で、1921年に朝鮮総督府が刊行した『朝鮮の統治と基督教』という小冊子を通して、朝鮮総督府のキリスト教政策が如何なる背景と論理をもって展開していたのかを考察してみた。朝鮮総督府は3・1独立運動に参加した朝鮮人キリスト教徒や朝鮮教会を鎮圧する過程で発生した暴力的な事態に対する西欧宣教師からの反発と批判を払拭する必要があった。在朝西欧宣教師から3・1運動に関する情報が西欧諸国に発信されることによって、それらの諸国における対日世論の悪化が激しくなっていた。そこで朝鮮総督府は、西欧宣教師問題が西欧諸国との外交問題にまで広がる危険性を含む問題として判断した。そこで、朝鮮統治に対する宣教師からの協力を得ると同時に、宣教師を通して悪化したアメリカやヨーロッパの対日世論を和らげるために、宣教師に対する親和および懐柔政策をとるようになる。そして3・1独立運動後の朝鮮統治の方針を「一大改革」する計画を立てていた原首相の方針の下で、その担い手であった斎藤総督と水野総務総監を中心に、西欧宣教師および朝鮮教会に対するキリスト教政策が着々と進められることになる。このような雰囲気の中で、『朝鮮の統治と基督教』は内部に向けては西欧宣教師に対する懐柔および協力を図ると同時に、外部に向けては刷新された総督府の新しい朝鮮統治の方針を発信し、宣伝するための目的で刊行されたのである。

いわゆる「文化統治」の担い手として植民地朝鮮に就任した斎藤総督と水野総務総監は、自らの英語能力を活用して直接宣教師との会合や交渉を行った。このような二人の国際的感覚は、西欧宣教師や朝鮮教会に対する政策における「自信」として現れることによって、その後のキリスト教政策にも反映されたと考えられるが、それがまさしく宗教課にキリスト教者にして英語に堪能な嘱託を採用することであった。宗教課は公式的に神社、寺院、宗教（仏教、教派神道、キリスト教）、享祀に関する事項を掌ると明記されていた。しかし当時の宗教課長であり『朝鮮の統治と基督教』を編集した半井および萩原といった関係者たちの

⁷⁷ 李昇燁前掲、「帝国のミッシヨナリー——組合教会牧師・山本忠美の在米宣伝活動」。

⁷⁸ 日本組合教会の朝鮮伝道部廃止以後の朝鮮人基督教徒による日本組合教会の運営に関する資料は、金泰勲構築のデータベースHP「植民地朝鮮の日本人宗教者」(<https://www.jpkc.org>)を参照した。

証言によって、宗教課の新設とその実際の業務内容においては、キリスト教を対象にしていたことが浮き彫りになった。さらに当局の関心は、宣教師の中でもアメリカ系の長老派に絞られていたことから、宗教課にキリスト教信者にして英語堪能の嘱託が起用された理由が明らかにされたのである。

一方、『朝鮮の統治と基督教』には「福音主義宣教会聯合公義会」からの提案および要求に関する「陳情書」が載せられているが、その「陳情書」において宣教師側は、①伝道事業、②教育事業、③医療、④宗教文学、⑤所有権及財政上の問題、⑥道徳的改善などを当局に求めた。その中で宣教師たちがとくに強く改善を求めたのが、伝道事業、教育事業、所有権及財政上の問題であったが、これらの事項は、1915年から施行された「布教規則」および「改正私立学校規則」と深く関連していた。とりわけ教育事業および所有権及財政上の事項は、宣教師たちが最も力を入れていた私立学校における宗教教育の禁止や財政問題による経営悪化を打破するためにも、当局との交渉が必要不可欠なものであった。

ここで注目すべきところは、宣教師たちの要求が、朝鮮人・朝鮮教会の「自立」と「自治」の論理として帰結される点である。つまり朝鮮人に対する信仰の自由および教育を受ける権利や平等の獲得であると同時に、その獲得によって一人の個人が社会において自立するための条件を与えるのみならず、ひいては朝鮮教会の「自治」と「自立」を果たすという論理として主張されたのである。その論理の中でも朝鮮教会の「自立」と「自治」という論理は、西欧宣教師と当局の間で「共振」しつつ、それぞれの立場と狙いを貫徹させるための論理として用いられた。

他方、宣教師からの「陳情書」に対して総督府は、当局が実施している文化統治の趣旨とその大綱において一致するものであるという立場を表明した上で、それを受け入れて「布教規則」と「私立学校規則」の改正を行ったことを明らかにした。しかしその改正はあくまでも法令における手続き上の煩雑を避けるための簡素化を図るものであったこと、かつ、私立学校における宗教と教育を徹底的に分けて国民教育を実施するという強い姿勢を同時に示すものであった。

その後、斎藤総督と水野政務総監の初期段階において構想され具体化した宣教師に対する懐柔政策は、水野の後任として就任した有吉の時代になっては、より複雑なものに変容していく。キリスト教信者でもあった有吉は、植民地朝鮮において朝鮮人を対象にした宣教活動を行った日本組合教会やその関係者とも厚い交流を有するとともに、1921年日本組合教会の朝鮮宣教部の廃止によって、その代わりに設立された朝鮮会衆基督教会の代表者であった柳一宣とも友好関係にあった。ところがここで注意を喚起すべきところは、その朝鮮会衆基督教会が朝鮮人キリスト教徒および朝鮮教会の「自立」・「自治」を成し遂げた完全なる「独立」を果たした朝鮮教会のモデルとして、当局によって前面に押し出されていくという転換点である。当局はこの時点から、朝鮮教会の「自立」と「自治」の論理で西欧宣教師と朝鮮教会の関係を瓦解させることによって、当局に協力する朝鮮教会の育成を狙ったのは言うま

でもなく、それを全面的に宣伝しようとしたのであった。1920年代を皮切りに朝鮮総督府、西欧宣教師、朝鮮教会の三者において「自立」と「自治」という論理がそれぞれの目的や狙いは異なるものの、互いを交渉のテーブルに向き合わせる論理として「共振」していた点は示唆するところが多い。「自立」と「自治」という論理が、キリスト教内部においては一つの宣教方法であった論理から、当局のキリスト教政策に触発されて当局との交渉の論理として用いられ、一方の当局においては、「文化統治」の一環として打ち出された地方自治論などといった朝鮮人の自治論の議論から触発されたキリスト教政策であったからである。要するに、このような「自治」と「自立」の論理は、いずれにしても、朝鮮総督府、西欧宣教師、朝鮮キリスト教徒、それぞれの個別の意志によって、また自発的に発生するものではなく、その当時の社会の状況から触発され、共有されるものであったのである。そして『朝鮮の統治と基督教』は、その「共振」の有り様が確認できる点において、またその後、朝鮮総督府、西欧宣教師、朝鮮人基督教徒の三者の間で「自治」と「自立」論をめぐって繰り広げられる多様な様相が下敷きされていた転換点を示す史料として、その重要な歴史的意義があると言えよう。

(ペ・ギトク 立命館大学非常勤講師)